

2019年度 早稲田大学大学院法務研究科
学部3年次生特別入試枠
「人材発掘」入試法学既修者認定試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

問（１）は、国会議員の免責特権（憲法 51 条）をめぐる問題である。免責特権の制度の趣旨をどう考えるのか、地方公聴会での発言が「議院で行った演説、討論」に該当するか、国会議員本人に責任は認められなくても国家に責任を認めさせることは可能かなどを論じることになる。議員が職務と無関係に違法不当な目的で、あるいは虚偽と知りながら事実を摘示するなど、国会議員に付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したと認める特別の事情がある場合に、国の責任を認める最高裁判決（最判平成 9・9・9 民集 51 卷 8 号 3850 頁）をどう評価するかも問われる。

問（２）は、国会議員が「全国民の代表」（憲法 43 条）であることを、政党政治が一般的になっている今日的な状況において、どのように評価するかが問題となっている。比例代表選出の衆議院議員であれば、政党が作成する名簿を基にして議員に選出されている。その政党から適正に除名された者が、衆議院議員の地位を保持できるのかどうか、全国民の代表性をどのように解釈するのかに合わせて、議論することが求められている。

学習にあたっては、日頃から、何が問題なのかを常に意識し、そして基本的な理論や判例を十分に咀嚼した上で、事例分析にそれらを使用できるようにしておくことが肝要であろう。

以 上